愛知働くものいのちと健康を守るセンター

いのちと健康

〒456-0006　名古屋市熱田区沢下町９－３労働会館　本館306号
TEL・FAX 052-883-6966　mail inoken-aichi@roren.net
URL http://homepage3.nifty.com/inoken-aichi/

憲法九条、そして健康を守る年に

理事長代行　医師・田渕哲雄

何十年ぶりという大雪で締めくくられた2005年は、ＪＲ西日本の尼崎事故に始まり、建築強度偽装事件に大きく揺れた一年でした。儲け優先・安全軽視の経営方針は国民生活の安全を破壊しているということが示されました。そこは、労働者の「きちんとした仕事を果たす」という労働者の社会的責任と権利とが脇に置かれ、労働者には「教育」の名の元に「制裁」、「見せしめ」が日常的に行われていました。こうした背景に私たちの健康センターは、日々活動を続けてきました。

過労死をめぐる裁判、団体生命保険をめぐる裁判など私たちのたたかいは、日本の労働者の「働く環境」改善する大きな流れに結びついています。

２月18日には、全日本検数協会名古屋支部・山下過労死事件で、過労死弁護団・健康センターと港で働く多くの仲間の支援を得て、過労死の労災認定が得られました。また、未解決の内野過労死労災認定訴訟や倉田事件、東野過労自殺労災認定訴訟、団体生命保険訴訟では、今後ともに粘り強いたたかいが、求められています。

第１回東海北陸ブロックセミナーが10月29日～30日に開かれました。「アスベスト災害」、「メンタルヘルス」、「教職員の間での労働安全のとり組み」、「労安はじめの一歩」のテーマで学習と経験交流が進みました。

労働安全衛生法の改悪が行われ「時間外労働が月100時間をこえた労働者のうち本人の申し出のあったもの」が産業医の面談指導を受けるということになり、さらに日本経団連は「労働時間の規制緩和」を進めようとしています。「過重労働対策」から大きく後退し、過労死、メンタルヘルスの破壊（過労自殺や「職場不適応」）が増加すると懸念されます。これらの課題は一朝一夕には解決しない、まことに長期的なたたかいが必要とされることです。

また日本国憲法、大きな議論が始まっています。特に９条をめぐっては重要な年になります。

一年の年頭に当たり、昨年一年を思い起こし、働くものの健康と平和な生活を祈念しご挨拶といたします。

本年もよろしくお願いいたします。

抜本的なアスベスト対策を！

厚生労働大臣と愛知労働局長宛ての要請書に基づく交渉

06年の通常国会において「石綿新法案」等が審議されることが報道されています。

12月１日、愛労連と愛知健康センターの代表は、別掲の労働安全衛生法改悪後の省令等に関する要請書と併せて、「企業による石綿被害補償が低水準にとどまらないよう、人間の命の代価を適正に評価するよう指導すること。」、「中皮腫の早期発見を目的とした診断技術の向上と、治療法の確立を国家的プロジェクトとして行うこと。」など、多岐にわたる要請書に基づいて、標記の交渉に臨みました。

労働局は、労災補償・労働衛生・労働基準部監督・総務企画の４課が対応しました。

局側は、要請書について本省に伝えることは約束しました。しかし、専門医研修は旭労災病院で進めているとか、民間に委ねている物件分析を公共機関で行う意思を示さず、決して積極的ではありません。

施策も労働安全衛生法第88条「計画の届出等」中心で、同法第58条「表示等」が守られていない実態の指摘には無回答でした。

愛知県環境部大気環境課とも交渉

12月２日、労働局と同様の形で標記交渉を行いました。この課が愛知県の窓口です。県の対策全体が民間への丸投げの実態が浮き彫りになりました。物件分析会社が、石綿分析に追われ、２～３ヶ月の待ち状態と３万円を超える金額の問題があります。それでも、県独自に分析機関を設ける考えは無いということです。具体的相談も愛知産業保健推進センターに頼り切りです。

05年８月22日に、愛知労働局が「物件解体時の掲示」通達を出しています。そこには「物件に石綿が含まれていない」ことを掲示する義務づけもあります。にもかかわらず、センターから、ある県営住宅解体現場（注文主は知事）の表示写真を渡して、義務が守られていない事実を突きつけても、「築40年以上だから問題ない」ととんでもない見当はずれの回答をする始末です。

交渉する愛労連・当センターの代表

交渉を終えて、石綿対策会議の設置を痛感

専門家の試算で、石綿被害は交通事故の５倍の過剰死亡をもたらすとされています。しかし、原因も症状の真実も知らずに死亡する被害となる可能性は極めて大きいと痛感します。要請書は当センターのホームページに掲載します。要請事項の実現に向けて、関係機関への要求行動を強化しなければなりません。通常国会においては、「知らずに死ぬ」事態を変えることを重点として運動を広げる必要があると思います。

とりわけ、①物件分析を安価で迅速に行えるよう、公共機関が分析の責任を果たすようにする。②すべての呼吸器を診る医師が、胸膜肥厚などを判別できる能力を持つような研修について、国と自治体が責任を持つようにする。③労働安全衛生第58条の表示義務を徹底するために、労働局の体制を強化させるなどが重要ではないかと思いました。そのためには、関係労組の担当者も含めた対策会議が必要ではないかと考えます。

（文責：三栄国康）

労働局へ、労安法の改悪是正について申し入れ

12月１日、愛知労働局へ労安法の改悪について、愛労連・健康センターで申し入れをしました。労働局としては、残業が１００時間を超えた場合、本人の申し出で産業医の指導が始まる件について「今までの４５時間以上で産業医の指導を受ける、５０時間以上で過労死の危険性が強くなる。１００時間を越すと過労死と認定できるというこれまでの指導は、医学的な裏付けをもった数値なので、労安法が変えられても、無効になるものではないと思う」旨の意見表明があったが、基本的には私達の声を中央に伝えるというスタンスで終わりました。

全国センターからの連絡で12月18日までに厚生労働省にパブリックコメントとして意見をあげよということで、健康センター加盟の組織と愛労連には意見書をあげるように要請しました。健康センターとしても意見をメールで送りました。１月中に省令案がつくられ、２月に労働政策審議会で決定され、４月から実施になる模様です。いずれにしろ、いままでの実績を後退させない運用を要求していくことが大切です。

「アスベスト対策基本法の制定、すべての被害者の補償を求める請願」

100万署名推進中！1月末までに愛知センターまで届けてください！

全国センターでは、標記の請願１００万署名に取り組んでいます。お手元にある請願署名の、第一次集約は１月末、第二次集約は２月末です。愛知センターまでお届け下さい。よろしくお願いいたします。

労安法改悪反対やアスベスト問題で奮闘！

いのちと健康を守る運動をすすめる力量の拡大を！

◆全国センター第8回総会

働く者のいのちと健康を守る全国センター第８回総会が、12月11日に東京の全労連会館で開かれました。

全国から79名の代議員が参加し、今年度の活動のまとめと、新年度の活動計画について討議しました。総会では、一年間の活動総括や新年度方針など議案の一切を満場一致で採択し、新役員を選出しました。

小泉「構造改革」は国民の生活に負担を強いています。労働行政では、2005年、財界の要求に応え、企業の安全配慮義務を逃れる労安法を改悪しました。さらに、「ホワイトカラー・エグゼンプション」などと「労働時間制限なしの会社員制度」づくりをもくろんでいます。

2005年は、ＪＲ列車事故、アスベスト被害の発覚、うつ病を発症する人の急増など、働く者の生命と健康が軽視され、国民の健康と安全が脅かされてきました。耐震建築偽造事件の発覚は、「官」から「民」へが何をもたらすかを示すものでした。

また、「戦争をする国」づくりを目指す憲法改悪の動きも強まっています。平和のもとでこそ健康で安心して生活し、働くことができることを改めて確認する年になりました。

総会を契機に、全国センターや地方センターが、情勢の求めるいのちと健康を守る運動をすすめる力量の拡大をはかることを呼びかけました。

◆団体生命保険裁判とトヨタ自動車・内野労災で支援要請発言

愛知の代議員は２名が発言しました。近森氏は、団体生命保険裁判の最高裁口頭陳述が目前に迫っていること、労働者の生命まで企業利益の対象にする悪徳に審判を下すよう運動支援を訴えました。

今枝氏は、トヨタ自動車労働者・内野労災認定の運動は、財界の総本山に対決する心意気で全国的な運動として取り組む必要性を訴え、希求座の「あの子が死んだ朝」の上演など運動の広がりを報告しました。また、東海北陸セミナーについては、各県から参加が得られるよう組織的な支援の必要性を訴えました。

発言する近森代議員

◆佐々木・宮崎両氏が引き続き全国センター理事に

新年度の役員として、佐々木・宮崎両氏が引き続き、全国センター理事として要職を担うことになりました。

総会では、働く者の生命と健康を守る優れた運動に「全国センター賞」として、二つの団体が表彰されました。

一つは「北海道石炭じん肺原告団・弁護団」。これは、患者の掘り起こしと労災認定、健康管理手帳交付など、じん肺根絶の裾野を広げた活動に対して顕彰されました。

二つ目は、優れた労安活動を展開している「生協労連」。生協労連はパート労働者を主体にした労働安全衛生運動を重視してきました。その運動が評価され表彰されたものです。

総会の来賓として、東海北陸セミナーに参加された韓国・源進職業病財団の朴賢緒理事長、全国じん肺弁護団連絡会から山下登司夫氏、日本共産党・笠井亮衆議院議員が挨拶されました。

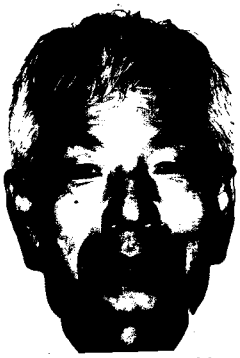

発言する今枝代議員

一宮健康センターも一日電話相談を開設

2005年10月7日に設立された一宮健康センターは、事務所入口に看板（写真）を掛け、12月14日に石綿対策学習会（12人）を行い、12月18日に石綿問題等の電話相談を開設しました。電話相談は、事前に中日新聞尾張版等が報道し、当日はＩＣＣケーブルテレビが取材して20日にニュース報道しました。

１月20日には第一回理事会を行い、ニュースの発行など、新たな活動の発展をめざします。

（事務局長：三栄国康）

全国過労死を考える家族の会

全国過労死家族の会 総会と中央行動

一宮・鈴木美穂さん代表世話人に

内野さん会計監査、永縄さん名古屋地区世話人に

11月22日、勤労感謝の日を前に、「全国過労死を考える家族の会」の統一行動が東京で開催されました。今回も玉木・佐久間両弁護士のご尽力により、厚生労働省・地方公務員災害補償基金中央本部交渉が実現しました。

昼休みには厚労省前で街頭宣伝活動を行い、午後２時30分から「全国過労死家族の会総会」が、全国から５８名の参加で開かれました。さらに夜の「過労死を考える集い」と、充実した一日を過ごすことができました。

総会では、三年間代表世話人であった大阪・新田さんに替わって名古屋・鈴木美穂さんが代表世話人に選出され、新体制が整いました。

大切な人の死や働き方を、企業・国に認めさせよう

全国過労死家族の会代表世話人　鈴木　美穂

東京・大阪と代表世話人が回り、今年から名古屋ということで、鈴木がお受けしました。どうぞよろしくお願いいたします。

2005年秋、労安法の一部が改正されてしまいました。家族の会では、議員や政党などにも働きかけてきましたが、わずか一日の審議で採決され、成立してしまいました。

10月30日、新聞の読者投書の欄に、「今回の労安法の改悪は、過労死促進法」という見出しで、６５歳の男性の投書を目にしました。

「私の息子は３１歳で突然死しました。労基署は、過労死認定基準に掲げる時間数に達していないとして、労災と認定しなかった。電力会社に勤務し、残業時間は自己申告で、過少申告や未申告が慣例化し、三六協定も形だけ。成果や能力だけが強要された職場環境の中で、労働者は大企業の犠牲となっている。今回の改悪法は、“過労死促進法”だと思う。」と記されていました。

名古屋の会員の中にも、電力会社のＦさんが見えます。３０代でした。システムエンジニアのＭさんも、薬剤師のＳさんもまだ若いこれからの青年でした。

企業に我が子を殺された親たちは何を励みに生きればいいのでしょうか？もちろんご主人や娘さんも同じであるのですが。投書を読みながら考えてしまいました。

私たち過労死家族の、この20年近い闘いは何だったのでしょうか？前進させてきた、前例がないなら前例になろう、認めてくれないなら裁判で、地裁で、高裁で、最高裁で闘ってきました。そして、私共のような悲しい遺族が出ないように願ってきました。しかし、過労死・過労自殺の件数は、毎年３万件を超え減少どころか増加するばかりです。過労死家族の会が発足した当時、脳心臓疾患が多くて自殺なんて少なかったし、年齢も40代、50代の働き盛りが多くを占めていました。しかしここ数年、20代の若い方の過労死が珍しくない程になってきました。我が子が・・・・・と思うとやりきれない気持ちになります。労働基準法は最低限の基準であるのに、時短促進法が廃止され、労働時間が企業の裁量に任されてしまう。これではいくら私たちが頑張っても無駄だと投げ出したくなってきます。でも、若くして死んでいった多くの人々のことを思えば、その死を無駄にしたくないと思います。

私は、1989年(H元年)に、過労により喘息の発作を発症し、呼吸不全で夫を亡くしました。42歳でした。幼子三人を抱えての労災認定闘争はとても長い年月でしたが、過労死家族の会の存在は、大変有難いものでした。子どもの前では泣くことも許されませんでしたが、仲間の前ではよく泣きました。弁護士の先生に、名古屋過労死を考える家族の会を紹介して頂き、全国組織である、全国過労死を考える家族の会第１回結成総会から参加してきました。年に一度東京に集い、友達もでき、日帰り参加から宿泊して交流できるようになりました。

「お元気でした？今年も元気でお会いできましたネ。」とお互いの頑張りを確認し、「来年もまた元気で会いましょう。」と再会の約束をしてきました。そして、仲間の労災認定を知り、闘いの勝利・苦労をともに喜び合ってきました。仲間内は共通点も多く、心から語り合うことができる会でありたいと思います。幼子を抱えた会員さんは、過去の自分と重なり、「無理しないでネ。」と声を掛けたくなります。

私たちは大切な人の死や働き方を、企業・国に認めさせるために、諦めないで頑張りましょう。

投稿

ボーダフォン自殺過労死損害賠償請求裁判

原告　小出　典子

2002年(H14)12月７日、ボーダフォン株式会社（当時ジェイフォン株式会社）の社員であった夫・小出堯が自殺しました。

夫は、1994年(H6)年４月、(株)ケンウッドから設立後間もない東海デジタルホン(株)に出向し、開局に向けての慌ただしい業務に従事していました。そんな中、自宅へ持ち帰り残業を含む長時間残業を強いられうつ病に罹患しました。東海デジタルホンは、ジェイフォンに合併し、夫は主に苦情クレーム受付の責任者として業務に従事し、うつ病の症状は一進一退を繰り返しました。開局から10年もの間、Ｅメール、インターネットサービスなど日々めまぐるしい新技術・新機種導

入に対して、遅れをとることができないと思い、精神科に通院しながら努力を続けました。しかしその努力の果て、2002年(H14)12月、夫は物流部門への配転が強行されたのでした。

配転後の業務は、それまでの業務の一部を持ち込んで業務するというもので、夫は会社に強く善処を求めました。しかし、会社は聞き入れようとはしませんでした。夫が死を選んだのは、配転の直後でした。たった４日間の配転勤務でした。

私たち遺族は、会社に事情の説明を求めましたが、会社は一切の責任を認めようとはしませんでした。訴訟において会社側は、「うつ病があると知らなかったから責任はない」、「業務とうつ病への罹患、自殺との間には因果関係がない」として、一切の賠償責任を否定しています。

約２年にわたり争点整理（弁論準備手続）を経て、近々証拠調べ（証人尋問、原告本人尋問）を迎える段階にまで至りました。

夫は家族に対する人一倍の思いやりと、真面目で几帳面な性格であると同時に、10年間うつ病で苦しみながらも好きな卓球でどんなに楽しみ、ストレス解消をしたことでしょう。また、支援して下さる仲間の皆さんや、卓球仲間の皆さんたちにどんなに支えていただいたことでしょう。

そんな夫であり父を亡くした私たち家族の悲しみは、夫であり父の無念を晴らしたい気持ちでいっぱいです。企業は従業員の生命や健康をどう考えるべきなのか、従業員は自らが背負う労働に報われるのか、そうした疑問は労働者だけの疑問ではなく市民全員の関心事と思われます。ボーダフォン事件はそうした普遍的な問題を提起します。訴訟はこれから正念場を迎えようとしています。

皆様、お一人お一人の温かいご支援をどうぞよろしくお願い致します。

＜証人尋問日程＞ 場所はいずれも名古屋地裁1103法廷

2006年２月１日(水)	
①１０：３０～１２：００	杉田被告
②１３：３０～１６：００	岩田被告
2006年３月８日(水)	
①１０：００～１２：００	二村被告
②１３：３０～１６：４０	原告・森洋子さん、都築被告
2006年４月26日(水)	
①１０：００～１２：００	原告・小出典子
②１３：３０～１５：３０	原告・高見一七子、原告・小出孝典

原告・小出典子さん

＜事務局からのお願い＞

ジェイフォンを相手に損害賠償裁判を闘ってみえる小出典子さんから投稿頂きました。原告・小出典子さんは、トヨタ自動車・内野過労死裁判の傍聴に駆けつけて頂き、涙ながらに支援要請の発言をされました。センターとしても全面的に支援していきたいと考えています。裁判傍聴など、会員の皆さんの温かいご支援をお願いいたします。

おかしいぞ！
団体生命保険
裁　　判

2・28最高裁口頭弁論を前に
2・15シンポジューム開催決定

去る12月19日(月)、団体生命保険裁判を支援する全国連絡会は、２月28日に開かれる最高裁高等弁論を前にして、１０万署名の達成や上申書の運動の継続などを確認しました。そして、広く世論に訴えるために、来る２月15日(水)に、東京で集会とシンポジュームを開催することを決めました。

保険金の横取りという企業犯罪に断を下し、働く人々の権利・人権を守るたたかいに新たなページを切り開く重要な裁判です。一人でも多くの参加でこのシンポジュームを成功させましょう。そして、最高裁口頭弁論傍聴席を満席にし、勝利判決を勝ち取りましょう。

◆ 団体定期保険の保険金は企業のものか、それとも遺族のものか。団体定期保険の帰属が大きな社会問題となっています。受け取り保険金の遺族への支給を求められている住友軽金属工業では、1973年の団体定期保険導入以来、死亡保険金５５億円(125人分)の保険金を手にしましたが、23年間も加入の事実を社員に知らせず横取りしてきました。

◆ この団体定期保険について、2002年４月に名古屋高裁が下した、原告勝訴と敗訴の正反対の判決に対し、原告と支援する会が、最高裁に一貫して求めてきた口頭弁論が、来る２月28日に開かれることになり、最高裁が団体定期保険裁判で初の判決を下す見通しとなりました。

◆ これらの事件については、2005年１月から、最高裁としては異例の和解協議がすすめられていました。しかし、被告・住友軽金属工業の“受け取る保険金の２億５千万円に対し、四遺族に各100万円・合計400万円の弔慰金を提示する”というひどい態度により、和解は不調に終わっています。

◆ 「団体定期保険の趣旨は遺族保障」という当たり前の判決を最高裁が下すよう、最高裁に対する大詰めの取り組みの強化が求められています。あらためて団体定期保険の趣旨を活かし、勝利判決をめざすシンポジュームを開きます。ぜひご参加下さい。

シンポジューム要項

団体生生命保険は誰のもの？

２月28日の最高裁口頭弁論を前に！

生命保険裁判を考えるつどい

日　時　2006年2月15日(水)１８：３０

会　場　文京シビックセンター(4階)シルバーホール

内　容　第１部：シンポジューム「団体生命保険」は誰のもの

パネリスト：水野幹男弁護士、本間照光青山学院大学教授、近藤弘子原告、職場代表

第２部：「最高裁勝利判決に向けて」

２．２８最高裁口頭弁論と勝利判決に向けての行動提起

主　催：「団体定期保険裁判を考えるつどい」実行委員会

事務局：働くもののいのちと健康を守る東京センター

〒170-0005　豊島区南大塚2-33-10　東京労働会館１階 tel:03-5976-3941

秋の健康学校を開催

アスベスト問題、メンタルヘルス対策をテーマに、「２００５秋の健康学校」が、４回シリーズで開かれました。

アスベスト講座では、アスベストの基礎知識について、愛知医科大学助教授・柴田英治医師が、「静かな爆弾」の怖さについて、分かりやすく講義をされました。

また、渥美玲子、伊藤大介両弁護士は、法的にみたアスベストのとらえ方、いくつかの判例などについて解説されました。

職場のメンタルヘルス対策講座では、元愛高教・三栄国康さんが、厚生労働省の報告書などをテキストに説明しました。

また、簡単なようでコツが必要な「傾聴の技術」のグループ実践は、健康学校では新しい試みで、関心を引きました。

岩井羊一弁護士は、「うつ病の労災認定」について、判例や厚労省の現状と問題点を話されました。そして職場復帰についても慎重な配慮と環境作りの重要性を指摘しました。

全体として参加者の関心は高く、各講師への質問も的を射たものが多かったのですが、参加者は述べ５９名で、前回の健康学校に比べ半減しました。

（文責：大家信義）

トヨタ自動車
内野健一さん
労災認定訴訟

代理人が、過酷な深夜交替勤務を陳述

第３回口頭弁論開かれる！

11月30日(水)13時10分から名古屋地裁1103法廷にて、内野健一さん過労死の労災認定を求める行政訴訟第３回口頭弁論が開かれました。

傍聴席は満席になり、法廷事務官から「立ち見は認められませんので、退廷して下さい。」と入廷を断られた方も４名いました。傍聴においで頂いた皆様、大変有り難うございました。心からお礼申し上げます。

今回の口頭弁論も、弁護団から事前に書面が提出されていました。その書面の主な内容は、「夜勤交代勤務の過重性について」です。

健一さんの勤務は、早番(6:25～15:15)と遅番(16:10～1:00)が一週間交替で続く、連続二交替制勤務でした。遅番の場合、勤務終了時間は午前１時が定時でしたが、過重な時間外労働が続き、被災１ヶ月前頃からは、帰宅時間がどんどん遅くなり午前７時近くにもなり、まさに過重な労働に従事していました。苛酷な深夜勤務・交代勤務が人体に及ぼす影響や深夜・交代勤務における業務の質的過重性を明らかにしました。また、労災認定における業務起因性の判断では、被災者にとって業務の質的過重性を重視すべきであり、内野健一さんの深夜勤交代勤務そのものが過重であった点等を書面で述べました。被告・豊田労基署(国側)の書面は形式的な認否であり、豊田労基署が述べている内容とほとんど同じ内容でした。

口頭弁論の終わりには、トヨタ自動車特有の「インフォーマル（正式ではないという意味）業務」についてのやり取りがありましたが、この点については次回以降の弁論でしっかり反論していきます。

口頭弁論は15分ほどで終了し、閉廷後、裁判所前で報告集会が開かれました。報告集会では、博子さんの実家のお父さん、弟さんも傍聴に駆け付け、冒頭に「皆さんのご支援があったからこそここまで来られました。今後のご支援をよろしくお願いいたします。」と挨拶されました。また、過労死家族の会からは、静岡県大井町から見えた杉山さんが「ドラッグスギヤマに勤務していた息子が過労死し労災と認められたが、会社は全く認めようとはせず、損害賠償請求を提訴し、会社の謝罪を求めている。お互いに支え合って何としても認めさせたい。」と連帯の発言をされました。

続けて、愛労連議長・羽根さん、前参議院議員・八田ひろ子さん、愛知争議団、そして各支援団体やうたごえによる創作曲「おやすみ」の紹介、希求座の公演「あの子が死んだ朝」を通しての支援の発言がありました。

原告・内野博子さんからは、傍聴のお礼とトヨタ自動車でのインフォーマル業務と言われている業務は、実は実際の仕事と大きく関係していることや過労死家族の会の裁判への支援要請の発言がありました。

最後に、山下事務局長から、傍聴のお礼と次回口頭弁論の日程「２月８日(水)13:10」を確認して集会を終わりました。今後ともご支援をお願いいたします。

（文責：支援する会事務局　鈴木利往）

ゆたか福祉会
人権侵害
泰中事件

ゆたか福祉会が謝罪

全面解決に向け和解が成立

ローカルユニオンの組合員・泰中広子さんへの人権侵害事件で、名古屋地裁判決で全面敗訴になったゆたか福祉会は、中労委での和解を成立させ、再生に向けてあらたな出発をすることになりました。

ゆたか福祉会とローカルユニオン・金丸さんを支援し人権を守る会との和解が成立し、12月12日(月)、労働会館会議室にて、ゆたか福祉会・秦理事長とローカルユニオン・三枝委員長、守る会・宮崎事務局長が和解文書に調印しました。この調印をもとに、12月14日(水)には中央労働審査会での和解も成立し、当日、記者会見をして公表しました。

和解の内容は、①「ゆたか福祉会人権争議」に関する全面解決のための当事者間協議合意書、②団体交渉確認書、③和解協議書の三つから成り立っています。

①の文書で、「金丸さんを支援し人権を守る会」に対して次のような謝罪文が出されています。

「法人は、ゆたか綱領の絶対化とその推進をはかるうえで、守る会の活動が外部からの不当な干渉と攻撃であると受け止め、『金丸さんを支援し人権を守る会』の結成総会への組織的な妨害行為および広報紙上などにおいて守る会の批判をしてきました。また、守る会の代表との話し合いを拒否する非礼な態度をとってきたことなどの誤りを犯しました。ここに深く謝罪します。今後は、社会福祉法人として信頼を確立するよう邁進する決意です。」

また、法人は、各種の措置を実施することを通じて人権争議の全面解決をはかることを表明しました。その中で、ゆたか綱領を廃棄し綱領教育を廃止すること。関係法規を遵守し社会的道義を尊重し、社会に開かれた社会福祉施設の実現を図ることを約束しています。さらに、これまでの経過と泰中判決の主文と裁判所の判断などを広報特集号に掲載するとともに、①関係者への謝罪を公表する、②泰中さんの職場復帰のための条件整備を行う、③ローカルユニオンへの謝罪、④「うたごえ」の浜島氏への謝罪などが約束されています。

2001年から始まった、金丸裁判、鈴木徳彦さん、それに続いて泰中さん、安藤さんへのいじめ・攻撃が、ゆたか福祉会の全面敗北で決着しました。今後は、これらの合意が確実に実施されることを監視すること、泰中さんの職場復帰を勝ち取ること、まだ謝罪していない前田元常務・小椋元ゆたか労組委員長とゆたか労組の責任を追及するとともに、職場に、健全な闘う組合を構築する課題があります。これまでのご支援・ご協力に感謝するとともに、引き続き皆様のご支援をお願いいたします。

(文責：宮崎　脩一)

支援している裁判闘争・労災認定闘争

現在、当センターが支援している裁判闘争・労災認定闘争は次のとおりです。
以下に、順不同で事件の概要・経過・裁判日程などをまとめました。

1. トヨタ自動車・内野過労死認定裁判（原告・内野博子さん）

（原告の内野博子さん）

内野健一さん（当時３０歳）は、トヨタ自動車堤工場ライン外業務に従事。二交替勤務で、亡くなる一ヶ月前の残業時間は１４４時間。

・2002年２月９日、被災当日に発生したラインを止める寸前の重大トラブルが発生。そのトラブル解消のために全力をあげて対処し、ラインを止めることなく乗り切る。明け方の残業時間中、業務引き継ぎ中に致死性不整脈を発症して死亡。
・2002年３月　妻・博子さんは、豊田労基署へ労災認定請求。
・2003年12月　豊田労基署長は、十分な調査も実施しないで労災不認定。
・2004年１月　愛知労働局へ審査請求。
・2005年３月30日　愛知労働局は、弁護団が準備した専門医の意見書を無視の上、「会社ですべての時間仕事をしてたわけではない。」さらに「インフォーマルな業務は、業務命令が出されておらず、業務とは認められない。」と不当な判断。労災不認定。
・2005年４月19日　中央労働保険審査会に再審査請求。
・2005年７月22日　豊田労基署の労災保険不支給処分を取り消す行政訴訟を名古屋地裁へ提訴。以降、三回（９月、10月、11月）の口頭弁論。傍聴席はほぼ満席の状態。
・現在、**名古屋地裁宛の労災認定要請書名運動**推進中。

＜次回口頭弁論の日程＞

2006年2月8日(水)13:10名古屋地裁1103法廷第4回口頭弁論

2. 中部電力・藤田過労自殺労災認定裁判（原告・藤田睦美さん）

中部電力火力センターに勤務していた藤田真二さん（当時３６歳）は、1999年(H11)８月主任に昇格し、労働環境が激変する中、月１２０時間を超える残業に従事。その上、職場上司による人権無視のパワハラなどにより、うつ病を発症し自殺(H11.11)。

・2002年(H12)10月　遺族、名古屋南労基署へ労災認定申請するが、業務外認定。
発病原因は業務であり、病気の悪化により自殺に至ったとして名古屋地裁へ国・労働基準監督署を相手に提訴。年内にも判決予定。
・**名古屋地裁宛の労災認定要請書名運動推進中。**

＜次回口頭弁論の日程＞

2006年1月11日(水)10:00　名古屋地裁結審法廷(1103法廷)
9:30　名古屋地裁前南側歩道にて事前集会

3. 富士電機工事東野労災認定裁判(原告･東野津々子さん)

・1997年(H9) 7月、富士電機工事（株）横浜本社から関西支社へ単身赴任。関西支社赴任にあたり、妻に「大阪はいま大変なことになっているらしい。俺が行くことになった。」と伝言。上司のパワハラや同僚からの冷淡な視線により、この年の12月にうつ病と診断され休職扱いになった。しかし、１ヶ月半ほど（治療途中）で関西支社の「中津の倉庫」といわれる場所に左遷。真上を電車が走っており、一日中騒音と振動がある中で、図面を描いていた。

・1998年(H10) 3月末、自宅のある本社に戻すことなく中部支社に単身赴任させる。中部支社は、ＩＳＯや赤字の現場等で奔走。休日は社内昇給試験の論文作成に追われた。

・1999年７月、うつ病が再発し、単身赴任先の部屋で自死。

・1999年９月、名古屋西労基署に労災申請するが不認定。

・名古屋地裁へ労災認定を求め行政訴訟を提訴。

・2005年(H17)11月９日　名古屋地裁で結審し、判決日は2006年１月18日と決定。
勝利判決が待たれる。

＜次回判決の日程＞

2006年1月18日(水)13:10　名古屋地裁1103法廷　判決

4. ドラッグ･スギヤマ杉山損害賠償裁判(原告･杉山さん夫妻)

・2001年６月、杉山貴紀さん（当時２４歳）はスギヤマ薬品の薬剤師として勤務していたが、過労に伴う不整脈による心停止で死亡。死亡直前の残業時間は１４０時間を超えていた。豊田労基署へ労災認定申請。

・2003年(H16)10月18日、豊田労働基準監督署より過労死との労災認定。死因は、「過重なる労働が原因」と断定。
しかし、ドラッグ・スギヤマは、誠意を見せる事も、被災者の墓前に参る事せず、「悪くないから謝罪するつもりはない。」と主張。

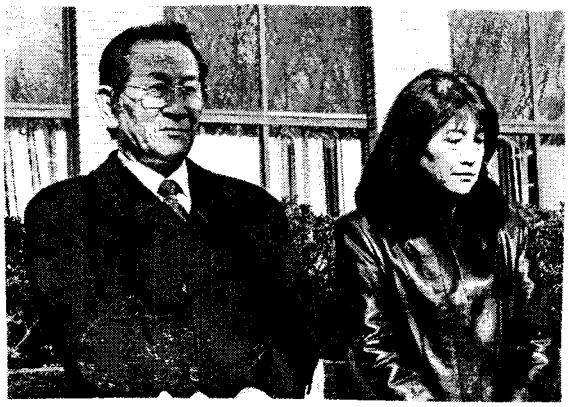

（原告の杉山さん夫妻）

・2005年(H17) ２月８日　スギヤマ薬品に対し損害賠償訴訟を提訴。口頭弁論中。

＜次回口頭弁論の日程＞

2006年1月11日(水)11:30　名古屋地裁1103法廷口頭弁論

5. 刈谷市職員・倉田公務災害認定闘争（原告・倉田利奈さん）

・1998年(H10)12月30日　刈谷市職員美術館運営担当倉田康弘さん(当時３０歳)は、長時間の残業と持ち帰りの仕事が続き、過労による頭蓋内出血のため死亡。
・2002年(H14)５月　妻・利奈さん、公務災害認定を求め、地方公務員災害補償基金に公務災害認定請求。刈谷市当局は、支援する会の度重なる要請にもかかわらず、公務災害認定の立場に立とうとせず。
・2005年(H17)７月21日　「公務外の災害」の決定。
・同年９月14日、基金支部審査会へ審査請求。
・現在、認定へ向けて**公務災害補償基金愛知県支部審査会宛の要請署名運動を推進中。**

（請求者の倉田利奈さん）

6. 住友軽金属・団体定期保険保険金横取り裁判

企業が社員に内緒で掛けた団体生命保険。その受け取り保険金の遺族への支給を求められている住友軽金属工業では、1973年以来、社員１２５名の死亡により、死亡保険金５５億円を横取り。

・2002年４月　名古屋高裁は、二つの団体生命保険裁判において原告勝訴と敗訴の正反対の判決。
・2005年　最高裁が提起した和解協議であるが、被告・住友軽金属の不誠実な態度により和解は不調に終わる。支援する会は、１０万署名運動、上申書の提出など延べ１５回におよぶ最高裁要請・住軽金本社前宣伝行動を展開し、一貫して最高裁へ口頭弁論開催を求めてきた。
・2005年11月　最高裁、口頭弁論開催を通知。**年内判決の予想。**

（原告・近藤弘子さん）

＜今後の日程＞

2006年2月15日（水）18:30　生命保険裁判を考える集い
場所：文京シビックせんたー・シルバーホール(東京)
2月28日（火）最高裁口頭弁論

7. ジェイフォン社員小出過労自殺損害賠償裁判

・1995年(H7)年７月　夫・小出堯さんは、クレーム対応などをする部署に従事していたが、ジェイフォン開局に当たり過労状態となり、うつ病と診断。その後も新機種の開発、販売店からの問い合わせの対応などでうつ病を悪化。
・2002年(H14)12月　在庫品の管理や配送を担当する部署に異動したが、二人でやっていた仕事を一人で受け持つことになり、上司に訴えても聞き入れられず。
・2002年12月７日、自宅で自死。（職場配転後わずか四日目）

・2003年(H15) 7月18日　妻・典子さんは、携帯電話会社ジェイフォン東海支社を相手に、労働時間や健康配慮義務違反で損害賠償裁判を名古屋地裁へ提訴。遺族は、ジェイフォンが夫・堯さんの労働時間軽減や健康状態の把握などの具体的措置を取らずに放置した結果、自殺したとして、逸失利益や慰謝料の支払いを求めている。遺族によると堯さんは自殺直前、「とても一人でやれる仕事じゃない。厳しい。」と訴えていたという。

＜証人尋問日程＞　名古屋地裁

2006年2月1日(水) 10:30～12:00、13:30～15:30
3月8日(水) 10:00～12:00、13:30～16:40
4月26日(水) 10:00～12:00、13:30～15:30

当面の日程

月　日	事　　項	時間・場所など
11日(水)	中部電力過労自殺・藤田労災認定裁判**結審**	9:30名古屋地裁前集会 10:00名古屋地裁1103法廷
	スギヤマドラッグ・杉山損害賠償裁判	11:30名古屋地裁1103法廷
	愛労連2006新春旗開き	18:30労働会館東館2Fﾎｰﾙ
12日(木)	第３回理事会	18:30労働会館本館会議室
14日(土)	愛労連・春闘共闘新春大学習会	13:00サン笠寺サンホール
17日(火)	住軽金９争議事務局会議会	18:00全港湾
18日(水)	富士電気工事・東野過労自殺裁判**判決**	13:10名古屋地裁1103法廷
20日(金)	一宮センター理事会	19:00一宮ｾﾝﾀｰ事務所
25日(水)	事務局会議	10:00　事務所
26日(木)	愛知争議団・国民救援会・自由法曹団合同「新春のつどい」	18:00労働会館東館2Fﾎｰﾙ
28日(日)	愛知争議団例会	13:30労働会館本館会議室
29日(日)	内野労災事務局会議	13:30西三河労連事務所
２月１日(水)	ジェイフォン小出過労自殺損害賠償裁判 ２名の証人尋問	10:30～12:00 13:30～15:30名古屋地裁
６日(月) ８日(水)	事務局会議 トヨタ自動車・内野労災裁判(口頭弁論)	10:00事務所 13:10名古屋地裁1103法廷
11日(祝)	トヨタ総行動	
15日(水)	団体生命保険を考えるつどい	18:30**文京シビックセンター・シルバーホール(東京)**
20日(月)	事務局会議	10:00事務所
28日(火)	団体生命保険最高裁**口頭弁論**	最高裁